

綾川町ホームページバナー広告掲載契約書

- 1 広告掲載期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
- 2 広告掲載料金 円 — (うち消費税及び地方消費税相当額円 —)
- 3 契約保証金 免除

上記、綾川町ホームページバナー広告掲載について、綾川町(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)は、次の条項によって契約を締結するものとする。

(目的)

第1条 甲は、乙が提出し、審査、掲載決定されたバナー広告を綾川町ホームページ(以下「町ホームページ」という。)に掲載し、乙は甲に広告掲載料を支払うものとする。

(仕様)

第2条 バナー広告の仕様及びバナー広告の掲載については、「綾川町広告掲載要綱」「綾川町広告掲載基準」及び「綾川町ホームページバナー広告募集要項」(以下「要綱等」という。)に定めるところによる。

(広告掲載料の納付)

第3条 乙は、広告掲載料を甲の発行する納入通知書により、甲の指定する日までに納めなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第4条 広告は、乙が作成しその費用を負担するものとする。

2 乙は、申し込み時に提出した原稿に基づき作成したデータを、当該広告掲載開始日から起算して7日前の日までに、甲が指定した方法により提出するものとする。

(掲載の開始日及び終了日)

第5条 広告掲載の開始日は、広告掲載期間の初日とし、広告掲載の終了日は広告掲載期間の最終日とする。

(広告掲載の方法)

第6条 甲は、第4条第2項の規定により提出された広告を、原則として広告掲載の開始日の午前9時までに掲載するものとする。

2 甲は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載の終了日の翌日の午前9時までに削除するものとする。

(広告内容等の変更)

第7条 乙は、広告掲載期間中にバナー画像若しくはリンク先を変更し、又はリンク先のホームページの内容を大幅に変更するときは、事前に変更内容を書面をもって甲に提出し、その承認を得なければならない。

2 甲は、前項の内容が要綱等に照らして適当でないとき、乙に変更を求めるも

のとし、乙はこれに従わなければならない。

(契約の解除)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の催告を経ることなく広告掲載を一時停止し、又は契約を解除することができる。

- (1) 乙が指定する期日までに掲載するバナー広告を提出しないとき。
- (2) 乙が第2条又は前条第2項の規定に反するとき。
- (3) 乙が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (4) 乙が甲の信頼を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行なったとき
- (5) 乙が社会的信用を著しく失墜するような行為をしたとき。
- (6) 乙の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (7) 甲の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

2 乙は、60日前までに書面によって甲に申し出ることにより、この契約を解除することができる。

(広告掲載料の返還)

第9条 甲は、徴収した広告掲載料は還付しないものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がなく、甲が広告掲載をしなかった期間が1日を超えると、又はその他特別の事由があると甲が認めるときは、この限りではない。

2 次の各号に掲げる事由により、甲が町ホームページの運営を一時停止した場合は、前項ただし書の規定は適用しない。

- (1) 機器等の保守又は工事を行う場合
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
- (3) その他公益上やむを得ない場合

3 第1項ただし書の場合に返還する金額は、広告を終日掲載しなかった日数と広告掲載期間の日数に応じて日割計算（1円未満の端数切り捨て）により算出し、返還する広告掲載料には、利息を付さない。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、この契約によって生じた権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

(秘密の保持)

第11条 甲及び乙は、この契約上知りえた相手方の秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(損害賠償)

第12条 乙は、広告内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害若しくは財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正行為若しくは不当行為を行なってはならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

3 乙は、広告掲載により、第三者から苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、その責任及び負担において解決しなければならない。

(費用負担)

第13条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及び疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 香川県綾歌郡綾川町滝宮 299 番地
綾川町長 印

乙